

令和6年度における川崎認定保育園助成金交付申請について

あおぞら保育園

1 新年度開始にあたり提出する書類について

ご提出いただく書類は下記となります。園提出及び保護者が市に提出とありますのでご注意ください。

①園に提出する書類・・・児童表

②保護者が直接川崎市に提出

無償化対象児童	令和5年度から継続して無償化対象となる児童	〔現況届〕*1*2 ・現況届 ・保育の必要性を証明する書類
	令和6年度から新たに無償化対象となる児童	〔施設等利用給付認定申請書〕*3 ・施設等利用給付認定申請書 ・保育の必要性を証明する書類

川崎市に書類を提出した際は提出日を必ず保育園に書面（連絡帳可）にてお知らせください。

- *1 無償化対象者が令和6年度も認定を継続するために必要な手続きのことです。
保育対策課から保護者宛に提出依頼予定。発送時期は4月下旬頃となる予定です。
- *2 現況届の提出がない場合は無償化対象及び助成対象から外れてしまいます。
- *3 無償化認定申請については原則3月中に保護者が直接市へ提出願います。
保育の必要性を証明する書類とは就労証明書のことです。

●施設等利用給付認定申請書

無償化開始日（令和6年4月1日）までに施設等利用給付認定を受ける必要がありますので、お早めに手続きをするよう保護者への御案内をお願いいたします。詳細なお手続きについては下記 URL から市 HP に記載しておりますので御確認ください。

URL:<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000109827.html>

③多子減免対象者は下記書類を園に提出

別紙参照

保護者が直接川崎市へ提出する書類

・郵送先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所 こども未来局保育・幼児教育部保育第2課

注意：区役所へは提出しないよう願います。

保育施設記入欄 児童No

太枠内は全て保護者記載のこと

フリガナ					
児 童 名					
生 年 月 日	年	月	日生	年度()	歳児クラス
入所している 川崎認定保育園名					
入 所 年 月 日	年	月	日		
契 約 内 容	週 日の預かり契約 ※契約内容に合わせて記載してください。		□その他(月の通園日数 約 日)		
月 額 保 育 料	円/月	内訳 保育料	円	その他(費)	円
		その他(費)	円	その他(費)	円
保護者住所	〒				
	父 電話(- -)				
	母 電話(- -)				
父 親	フリガナ				フリガナ
	氏 名				氏 名
	就 労 先 名				就 労 先 名
	所 在 地	〒	都 区 市	都 区 市	電話(- -)
母 親	フリガナ				フリガナ
	氏 名				氏 名
	就 労 先 名				就 労 先 名
	所 在 地	〒	都 区 市	都 区 市	電話(- -)
備 考					

川崎認定保育園の保育料の多子減免の拡充について

川崎市では、川崎認定保育園の保育料多子減免について、保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子以降の助成対象児童の月額保育料から16,000円を軽減することとし、令和6年4月から制度の拡充を実施します。

きょうだいの考え方について		
きょうだい	令和6年4月から	令和5年度以前
小学生以上（4月1日の時点で6歳以上の子ども）	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から16,000円を軽減	対象外 きょうだいとしてカウントをしない
小学校就学前児童 ※認可保育所、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、幼稚園、認定こども園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業などを利用	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から16,000円を軽減	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から10,000円を軽減
小学校就学前児童 ※該当する施設を利用していない児童	対象 きょうだいとしてカウントする。 第2子以降の場合、月額保育料から16,000円を軽減	対象外 きょうだいとしてカウントをしない

◎多子減免の対象について

○次の条件にすべて該当する場合に対象になります。

- ・保護者及び川崎認定保育園を利用する児童が、川崎市に在住し、かつ住所を有していること。
- ・月の初日（初日が閉園日である場合は月の最初の開園日）から川崎認定保育園に在籍し週4日以上通園する児童であること。
- ・保護者が1月において、64時間以上労働をしているなど『川崎認定保育園事業実施要綱第12条2項(1)ア～ケ』に該当すること。

○多子減免の対象となる保育料

- ・川崎認定保育園を利用する児童の保育料が対象です。※延長保育料含む
- ・給食費や日用品、行事参加費などの諸費用は対象となりません。

◎申請方法について

○申請書類

（第8号様式の5）川崎認定保育園用多子減免申請書兼同意書

○19歳以上のきょうだいや、別居しているきょうだい（寄宿舍等にお住まいのきょうだい）がいる場合、次の追加書類を御提出ください。

- ・当該きょうだいと保護者の生計が同一であることが分かるもの

○提出方法

通われている園から申請書類をお配りしますので、必要事項を記入の上、添付書類を添えて園へ提出してください。

申請書様式は市ホームページでご確認ください。

URL：<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000047262.html>



※令和6年第1回川崎市議会定例会の議決をもって決定します。

<お問合せ先>

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課
電話 044-200-3128
FAX 044-200-1519
メール 45hoiku2@city.kawasaki.jp